

# \* 北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント㈱

| 目次                                               | ページ |
|--------------------------------------------------|-----|
| 告 示                                              |     |
| ○支庁長の統轄に属さない出先機関の指定の一部改正……………（人事課）               | 95  |
| ○北海道職員の特殊勤務手当に関する条例に基づく医学研究調査手当の額の一部改正……………（人事課） | 95  |
| ○北海道告示の左横書きの実施等に関する告示の廃止……………（法制文書課）             | 95  |
| ○北海道不動産鑑定業者登録簿閲覧所の場所及び閲覧規則の一部改正……………（企画振興部総務課）   | 95  |
| ○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業支援課）                      | 96  |
| ○農業振興地域の指定の一部改正……………（農地調整課）                      | 96  |
| ○漁港区域に係る海岸保全区域の指定の一部改正……………（漁港漁村課）               | 97  |
| ○漁港管理者の管理区域の指定の一部改正……………（漁港漁村課）                  | 97  |
| ○漁港管理者の管理区域の指定……………（漁港漁村課）                       | 98  |
| ○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）                  | 98  |
| ○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）           | 98  |
| ○道路の供用の開始……………（道路課）                              | 98  |
| ○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………（砂防災害課）                       | 99  |
| ○都市計画の変更の決定……………（都市計画課）                          | 99  |
| ○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定……………（出納局総務課）         | 100 |
| 道教育庁上川教育局告示                                      |     |
| ○特定調達契約に係る落札者等の公示……………                           | 100 |
| 道教育庁網走教育局告示                                      |     |
| ○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………                       | 100 |
| 道監査委員告示                                          |     |
| ○北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程……………          | 101 |
| 道公安委員会規則                                         |     |
| ○北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則……………                   | 101 |
| ○北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則……………            | 103 |
| ○北海道公安委員会規則の左横書きの実施等に関する規則を廃止する規則……………           | 103 |

|                                                |     |
|------------------------------------------------|-----|
| ○北海道公安委員会の所掌する事務に係る手数料の免除に関する規則の一部を改正する規則…………… | 103 |
| 道警察本部告示                                        |     |
| ○特定調達契約に係る資格に関する公示……………                        | 104 |
| ○特定調達契約に係る入札の公告……………                           | 104 |
| ○安全運転管理者等講習実施規程の一部を改正する規程……………                 | 105 |

## 告 示

### 北海道告示第225号

昭和41年北海道告示第2337号（支庁長の統轄に属さない出先機関の指定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

「北海道食品加工研究センター  
北海道競馬事務所」を「北海道食品加工研究センター」に改める。

### 北海道告示第226号

昭和47年北海道告示第1162号（北海道職員の特殊勤務手当に関する条例に基づく医学研究調査手当の額）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

第2項から第4項までを削り、第1項の表その他の項中「北海道立中央乳児院」を削り、「所長、センター長及び院長」を「所長及びセンター長」に改め、第1項の項番号を削る。

### 北海道告示第227号

平成14年北海道告示第2027号（北海道告示の左横書きの実施等に関する告示）は、廃止する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

### 北海道告示第228号

昭和40年北海道告示第601号（北海道不動産鑑定業者登録簿閲覧所の場所及び閲覧規則）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

第1の事項中「北海道企画振興部総務課」を「北海道総合政策部計画推進局」に改める。

#### 北海道告示第229号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成21年3月23日、空知土地改良区の定款の変更を認可した。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道告示第230号

昭和45年北海道告示第703号（農業振興地域の指定）等の一部を次のように改正する。

その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政部農業経営局農地調整課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 昭和45年北海道告示第703号の一部を次のように改正する。  
東神楽地域の事項中「平成19年北海道告示第705号」を「平成21年北海道告示第238号」に改める。
- 2 昭和45年北海道告示第703号の一部を次のように改正する。  
帯広地域の事項中「平成20年北海道告示第217号」を「平成21年北海道告示第238号」に改める。
- 3 昭和46年北海道告示第2814号の一部を次のように改正する。  
岩見沢地域の事項を次のように改める。  
岩見沢市の区域のうち、図面（第16号）の赤色で着色した部分（都市計画法で定める用途地域（平成17年岩見沢市告示第117号により変更告示された後の用途地域及び平成6年栗沢町告示第46号により変更告示された後の用途地域）、防衛庁所管の土地の区域、北海道立中央農業試験場の区域、北海道岩見沢農業高等学校の土地の区域、国有林野の区域、道有林野の区域、石狩空知地域森林計画の岩見沢市有林野の16林班の区域、石狩空知地域森林計画の岩見沢市の民有林野の1、2（1から3まで、5から21まで、24から28まで、32から36まで、39から48まで及び50から72までの小班の区域に限る。）、3（1から14までの小班の区域に限る。）、5、6（1から10までの小班の区域に限る。）、7（1から12までの小班の区域に限る。）、8（1から8までの小班の区域に限る。）、10（1から44まで、48から51まで、53、54及び56から65までの小班の区域に限る。）、11から15まで、16（1から63まで、65から90まで、92から101まで、103から108まで、110から123まで、129から135まで、142から157まで及び159から169までの区域に限る。）、17（1から4ま

で、6、8から13まで、17から27まで、29、31、32、34から37まで、40から48まで、50、53から85まで、87、88、91から95まで、97、100、101、103から107まで、109、113から115まで、118から123まで、125、128から130まで、132、134から136まで、138から142まで、144から146まで、148、155から160まで及び162から166までの小班の区域に限る。）、18（3から18まで、20から48まで、50から53まで、55から57まで、59、61、62、66及び72から74まで、77から79まで、82、87、88及び90の小班の区域に限る。）、27、29、30及び31（1から8まで、10から13まで、16から29まで、36、37、39から45まで、48、51から55まで、57、70から72まで、74から82まで及び84から102までの小班の区域に限る。）林班の区域、石狩空知地域森林計画の岩見沢市有林野の1004（25から31まで、33、34及び101小班の区域に限る。）、1006（52から54まで、59、82及び83小班の区域に限る。）、1015、1016、1025から1027まで、1032から1034まで、1036、1038、1039及び1060から1063までの林班の区域並びに石狩空知地域森林計画の岩見沢市の民有林野の1001（1、11から13まで、16から22まで、24、25、27から30まで、51から54まで、82、83、93、96、102から105、108の一部、109の一部、112、114、115、118、119、124、125及び135から137の小班の区域に限る。）、1002（27から30、74から88まで、109から111まで、114、116、118、129、131、133から136まで、142から146まで、148から151まで及び163から170までの小班の区域に限る。）、1003（10、20、21の小班の区域及び254番地、333番地の内、337番地の内、345番地の内、347番地1、348番地、349番地、350番地1、350番地2、352番地、355番地、356番地、357番地、358番地、359番地、360番地、361番地、370番地1、370番地2、372番地、374番地の内、376番地3の内、379番地1の内、382番地1、391番地1、392番地2、392番地3、392番地4、392番地5、392番地6、392番地7、392番地8、392番地9、395番地3、401番地1、401番地2、401番地4、401番地5、401番地6、402番地3の内、404番地1、404番地2、404番地3、404番地4、405番地1及び405番地2の区域に限る。）、1004（1から24まで、26から31まで、33、34、36から41まで、43、44、46、47、49から61まで、63から76まで、79から84まで、86から94まで、97から100まで、104から112、113、191から194まで、196、197、199、200、202から204まで、206から208まで、211から216まで、218、220、221、224から226、227、230から235まで、238から243まで及び245から254までの小班の区域に限る。）、1006（20、22から29まで、45、47から50まで、52から57まで、59、60、71、81から87まで、90、91、104、105、111から113、157、158、174、181から186まで、188、197から202まで、206から225まで及び227の小班の区域に限る。）、1007（29の一部、31、32、35から45まで、63、69から71まで、73から77まで、97から100まで、103から110まで及び118の小班の区域に限る。）、1008（34、35、54から57まで、59から64まで、66から79まで、81から83まで、85から88まで、92から104まで、138、145から149まで、164から168まで、186から190まで、192から198まで及び200から202までの小班の区域に限る。）、1009（2の一部、12、13、22から26まで、29から31まで、33か

ら40まで、42から49まで、53から58まで、70から75まで、77から83まで、92、103、106、110から112まで、114、115、117、120、125、139、140、142、145及び146の小班の区域に限る。）、1011（29、31から33まで、49から51まで、59、61、68から73まで及び97の小班の区域に限る。）、1021、1023から1025まで、1028、1030、1040から1044まで及び1046から1059までの林班の区域に該当する区域を除いた区域

4 昭和47年北海道告示第3389号の一部を次のように改正する。

函館地域の事項中「平成19年北海道告示第705号」を「平成21年北海道告示第238号」に改める。

5 昭和47年北海道告示第3389号の一部を次のように改正する。

羽幌地域の事項を次のように改める。

羽幌町の区域のうち、図面（第53号）の赤色で着色した部分（都市計画法で定める用途地域（平成11年羽幌町告示第52号により告示された用途地域）、港湾法（昭和25年法律第218号）で定める港湾隣接地区、大字天売、大字焼尻（自然公園法で定める暑寒別天売焼尻国定公園の区域（平成2年環境庁告示第49号により告示された区域）のうち、第3種特別地域（字緑岡17及び18番地、羽幌町有林野70（23から30小班の区域に限る。）林班及び新海沢川の河川の区域（羽幌町有林野70林班の24、25及び26小班の区域に囲まれた区域に限る。）を除く。）及び普通地域（字西浦345から362番地、字白浜232から344番地の区域に限る。）の区域を除く。）、国有林野の区域、羽幌町有林野の区域（大字天売及び大字焼尻の区域を除く。）並びに民有林野2（1から13、15から24、40、42及び43小班の区域に限る。）、3（1から5小班の区域に限る。）、4（1から4小班の区域に限る。）、5（1から4小班の区域に限る。）、6（1から15小班の区域に限る。）、7（1から33小班の区域に限る。）、9（1から4小班の区域に限る。）、10（1から5小班の区域に限る。）、11（1から13小班の区域に限る。）、12（1から11小班の区域に限る。）、13、14、25から29、30（1から6、8から10、12から17、20から22及び24から40小班の区域に限る。）、36、40、41、42（1から25及び30小班の区域に限る。）、43（1から8小班の区域に限る。）、44から50及び62林班の区域に限る。）に該当する区域を除いた区域

#### 北海道告示第231号

昭和39年北海道告示第488号（漁港区域に係る海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道水産林務部漁港漁村課及び北海道日高支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道日高胆振沿岸春立漁港海岸保全区域の事項を次のように改める。

北海道日高胆振沿岸春立漁港海岸保全区域

市 町 村 名 海 岸 保 全 区 域

日 高 郡 指定の区域

新ひだか町 1 点 の 位 置

- |       |    |                                                             |
|-------|----|-------------------------------------------------------------|
| 基 点   | 1  | 2から285度0分0秒の方向160.000メートルの点                                 |
|       | 2  | 北海道日高郡新ひだか町静内春立50番1の南角（北緯42度16分25.6058秒、東経142度28分46.5096秒）  |
|       | 3  | 2から117度17分20秒の方向371.043メートルの点                               |
|       | 4  | 3から144度0分0秒の方向130.000メートルの点                                 |
|       | 5  | 北海道日高郡新ひだか町静内春立112番1の西角（北緯42度16分13.7555秒、東経142度29分06.5436秒） |
|       | 6  | 5から120度53分57秒の方向300.561メートルの点                               |
|       | 7  | 6から119度6分55秒の方向332.489メートルの点                                |
|       | 8  | 7から124度41分19秒の方向357.174メートルの点                               |
|       | 9  | 8から56度42分7秒の方向204.025メートルの点                                 |
|       | 10 | 9から52度18分44秒の方向127.025メートルの点                                |
|       | 11 | 10から79度0分0秒の方向68.000メートルの点                                  |
|       | 12 | 11から84度45分38秒の方向41.956メートルの点                                |
| 補助点1の | 1  | 1から206度0分0秒の方向100.000メートルの点                                 |
| 4の    | 1  | 4から232度0分0秒の方向100.000メートルの点                                 |
| 5の    | 1  | 5から231度0分0秒の方向100.000メートルの点                                 |
| 8の    | 1  | 8から178度0分0秒の方向100.000メートルの点                                 |
| 11の   | 1  | 11から172度0分0秒の方向100.000メートルの点                                |
| 12の   | 1  | 12から180度0分0秒の方向80.000メートルの点                                 |

#### 2 区 域

春立北地区海岸 1、2、3、4、4の1、1の1、1の各点を順次に結んだ線により囲まれた区域

春立南地区海岸 5、6、7、8、9、10、11、12、12の1、11の1、8の1、5の1、5の各点を順次に結んだ線により囲まれた区域

#### 北海道告示第232号

昭和39年北海道告示第489号（漁港管理者の管理区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

「北海道日高胆振沿岸春立漁港海岸保全区域」を削る。

### 北海道告示第233号

海岸法（昭和31年法律第101号）第5条第4項の規定による協議により、次の海岸保全区域のうち漁港区域と重複する部分を除いた区域を漁港管理者である北海道知事が管理を行う区域として定める。

その関係図面は、北海道水産林務部漁港漁村課及び北海道日高支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成21年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

昭和39年北海道告示第488号で指定した北海道日高胆振沿岸春立漁港海岸保全区域

### 北海道告示第234号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成21年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 上川郡鷹栖町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (7) 主伐は、択伐による。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 上川郡鷹栖町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (7) 主伐は、択伐による。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川支庁産業振興部林務課及び鷹栖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 北海道告示第235号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成21年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 沙流郡平取町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、平取町（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
平取町（次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び平取町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 北海道告示第236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

|              |                                          |            |
|--------------|------------------------------------------|------------|
| 路 線 名        | 供 用 開 始 の 区 間                            | 供用開始の期日    |
| 道道 美 唄 三 笠 線 | 美唄市字峰延原野2687番2地先から<br>美唄市字峰延原野2379番2地先まで | 平成21. 3.31 |

|            |                                               |            |                                                                                                                                                                                    |
|------------|-----------------------------------------------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 道道 開発茶志内線  | 美唄市字上美唄原野2826番4地先から<br>美唄市字上美唄原野2291番2地先まで    | 平成21. 3.31 | ア 市街化調整区域から市街化区域に変更した土地の区域<br>函館市石川町の一部                                                                                                                                            |
| 道道 岩見沢三笠線  | 三笠市東清住町218番1地先から<br>三笠市弥生藤枝町86番1地先（河川敷地）まで    | 同          | イ 市街化区域から市街化調整区域に変更した土地の区域<br>なし<br>（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）                                                                                                                            |
| 道道 増毛稲田線   | 雨竜郡妹背牛町字妹背牛5245番1地先から<br>雨竜郡妹背牛町字妹背牛387番2地先まで | 同          | 2 旭川圏都市計画区域区分に係る事項<br>(1) 都市計画の種類 区域区分<br>(2) 都市計画を定めた土地の区域<br>ア 市街化調整区域から市街化区域に変更した土地の区域<br>東神楽町字東神楽の一部<br>東神楽町北1条東2丁目<br>イ 市街化区域から市街化調整区域に変更した土地の区域<br>なし<br>（縦覧に供する都市計画の図書のとおり） |
| 道道 奥美葉牛沼田線 | 雨竜郡北竜町字美葉牛301番1地先から<br>雨竜郡北竜町字美葉牛301番1地先まで    | 同          | 3 旭川圏都市計画道路に係る事項<br>(1) 都市計画の種類 道路<br>(2) 都市計画を定めた土地の区域<br>種別名称 起点 終点 主な経過地<br>幹線街路 3・4・46号東神楽線 旭川市 東神楽町 旭川市<br>4条通22丁目 南1条東2丁目 旭神2条5丁目<br>（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）                     |
| 道道 札幌当別線   | 石狩郡当別町末広118番58地先から<br>石狩郡当別町弥生117番26地先まで      | 同          | 4 旭川圏都市計画下水道に係る事項<br>(1) 都市計画の種類 下水道<br>(2) 都市計画を定めた土地の区域<br>名称 旭川公共下水道<br>変更した部分<br>排水区域 東神楽町字東神楽の一部及び東神楽町北1条東2丁目を排水区域に編入した。<br>（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）                               |
| 北海道告示第237号 |                                               |            | 5 帯広圏都市計画区域区分に係る事項<br>(1) 都市計画の種類 区域区分<br>(2) 都市計画を定めた土地の区域<br>ア 市街化調整区域から市街化区域に変更した土地の区域<br>帯広市東10条南15丁目、同条南16丁目及び同条南17丁目の各一部並びに東11条南14丁目、同条南15丁目、同条南16丁目及び同条南17丁目の各一部            |
| 北海道告示第238号 |                                               |            |                                                                                                                                                                                    |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div> <div> <div>帯広市南町南 6 線の一部</div> <div>帯広市西22条南 2 丁目の一部</div> <div>イ 市街化区域から市街化調整区域に変更した土地の区域なし</div> <div>(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)</div> </div> <div>6 苦小牧圏都市計画区域区分に係る事項</div> <div> <div>(1) 都 市 計 画 の 種 類 区域区分</div> <div>(2) 都市計画を定めた土地の区域</div> <div>ア 市街化調整区域から市街化区域に変更した土地の区域</div> <div>苦小牧市字弁天の一部</div> <div>イ 市街化区域から市街化調整区域に変更した土地の区域なし</div> <div>(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)</div> </div> <div>7 苦小牧圏都市計画臨港地区に係る事項</div> <div> <div>(1) 都 市 計 画 の 種 類 臨港地区</div> <div>(2) 都市計画を定めた土地の区域</div> <div>ア 追加した土地の区域</div> <div>苦小牧市字弁天及び勇払郡厚真町字浜厚真の各一部</div> <div>イ 除外した土地の区域</div> <div>なし</div> <div>(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)</div> </div> </div> | <div> <div>平成21年 3 月31日</div> <div>北海道教育庁上川教育局長 辻 敏 裕</div> </div> <div> <div>1 落札に係る物品等の名称及び数量</div> <div>複写機の賃貸借 (34台) 一式 (1 月当たりの単価)</div> <div>2 落札を決定した日</div> <div>平成21年 3 月18日</div> <div>3 落札者の氏名及び住所</div> <div>(1) 氏 名 株式会社栄進堂</div> <div>(2) 住 所 留萌市栄町 2 丁目 5 番28号</div> <div>4 落札金額</div> <div>月額賃貸借 0 円</div> <div>1枚から2,000枚まで 1.95円</div> <div>2,001枚から7,000枚まで 1.95円</div> <div>7,001枚以上 1.47円</div> <div>5 契約の相手方を決定した手続</div> <div>一般競争入札</div> <div>6 一般競争入札の公告</div> <div>平成21年 2 月 6 日付け北海道教育庁上川教育局告示第 2 号及び平成21年 2 月24日付け北海道教育庁上川教育局告示第 5 号</div> <div>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</div> <div>(1) 名 称 北海道教育庁上川教育局企画総務課</div> <div>(2) 所在地 旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号</div> </div> |
| <div> <div>北海道告示第239号</div> <div>昭和53年北海道告示第3728号 (北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定) の一部を次のように改正する。</div> <div>平成21年 3 月31日</div> <div>北海道知事 高 橋 はるみ</div> <div>2 売りさばき人の項歌登農業協同組合の事項を次のように改める。</div> <div>宗谷南農業協同組合 平成21. 3. 1 宗谷南農業協同組合</div> <div>同 歌登支所</div> </div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <div> <div>道教育庁網走教育局告示</div> <div>北海道教育庁網走教育局告示第16号</div> <div>次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。</div> <div>平成21年 3 月31日</div> <div>北海道教育庁網走教育局長 高 村 満</div> </div> <div> <div>1 落札に係る物品等の名称及び数量</div> <div>(1) 複写機等の賃貸借 (点検、調整及び消耗品 (用紙を除く。)) の供給を含む。) 25台分に係る 1 か月当たりの単価及び 1 枚当たりの単価</div> <div>(2) 調達台数及び調達予定枚数</div> <div>25台及び 1 か月当たり 137,100枚 (25台分の調達予定枚数)</div> <div>2 落札を決定した日</div> </div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <div> <div>道教育庁上川教育局告示</div> <div>北海道教育庁上川教育局告示第18号</div> <div>次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。</div> </div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                            |         |                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|---------|----------------------------|
| <div>平成21年 3 月18日</div> <div>3 落札者の氏名及び住所</div> <div>(1) 氏 名 小林株式会社</div> <div>(2) 住 所 北見市大通西 6 丁目 2 番地</div> <div>4 落札金額</div> <div>基本複写サービス（1 月当たり）</div> <div>1,000枚含む一式 1,500円</div> <div>超過複写サービス（1 枚当たり）</div> <div>1,001枚から5,000枚まで 1.50円</div> <div>5,001枚以上 1.38円</div> <div>5 契約の相手方を決定した手続</div> <div>一般競争入札</div> <div>6 一般競争入札の公告</div> <div>平成21年 2 月 3 日付け北海道教育庁網走教育局告示第 1 号</div> <div>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</div> <div>(1) 名 称 北海道教育庁網走教育局企画総務課</div> <div>(2) 所在地 網走市北 7 条西 3 丁目</div> <div></div> <div>北海道教育庁網走教育局告示第17号</div> <div>次のとおり随意契約の相手方を決定した。</div> <div>平成21年 3 月31日</div> <div>北海道教育庁網走教育局長 高 村 満</div> <div>1 随意契約に係る物品等の名称及び数量</div> <div>(1) 名 称 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。）一式（1 か月当たりの単価及び1 枚当たりの単価）</div> <div>(2) 数 量 1 台 予定複写枚数 14,000枚（1 か月当たり）</div> <div>2 随意契約の相手方を決定した日</div> <div>平成21年 3 月18日</div> <div>3 随意契約の相手方の氏名及び住所</div> <div>(1) 氏 名 フロンティア株式会社</div> <div>(2) 住 所 斜里郡斜里町港町 7 番地 9</div> <div>4 随意契約による契約金額</div> <div>基本複写サービス（1 月当たり）</div> <div>1,000枚含む一式 21,000円</div> <div>超過複写サービス（1 枚当たり）</div> | <div>1,001枚から5,000枚まで 3.80円</div> <div>5,001枚以上 3.30円</div> <div>5 契約の相手方を決定した手続</div> <div>随意契約</div> <div>6 随意契約によった理由</div> <div>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 2 第 1 項第 8 号の規定による。</div> <div>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</div> <div>(1) 名 称 北海道教育庁網走教育局企画総務課</div> <div>(2) 所在地 網走市北 7 条西 3 丁目</div>                                                                            |                            |         |                            |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <div>道 監 査 委 員 告 示</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                            |         |                            |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <div>北海道監査委員告示第 2 号</div> <div>北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。</div> <div>平成21年 3 月31日</div> <div>北海道監査委員 段 坂 繁 美</div> <div>北海道監査委員 工 藤 敏 郎</div> <div>北海道監査委員 見 野 全</div> <div>北海道監査委員 坂 本 人 士</div> <div>北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程</div> <div>北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程（平成 8 年北海道監査委員告示第 1 号）の一部を次のように改正する。</div> <div>第 5 条第 2 項の表副参与の項の次に次のように加える。</div> |                            |         |                            |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <table><tr><td>専 門 参 事</td><td>上司の命を受け、特命の企画等に関する事務に従事する。</td></tr></table>                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                            | 専 門 参 事 | 上司の命を受け、特命の企画等に関する事務に従事する。 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 専 門 参 事                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 上司の命を受け、特命の企画等に関する事務に従事する。 |         |                            |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <div>附 則</div> <div>この規程は、平成21年 4 月 1 日から施行する。</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                            |         |                            |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <div>道 公 安 委 員 会 規 則</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                            |         |                            |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <div>北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。</div> <div>平成21年 3 月31日</div> <div>北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子</div> <div>北海道公安委員会規則第 4 号</div>                                                                                                                                                                                                                                                  |                            |         |                            |

北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

北海道警察の組織に関する規則（昭和40年北海道公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第36条の4」を「第36条の5」に改める。

第1条の2第1項中「1日につき8時間を超えない勤務時間をもって日日雇用される者及び」を削る。

第5条中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(4) 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。

第10条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

|            |         |        |
|------------|---------|--------|
|            | 「交通企画課  | 「交通企画課 |
| 第21条の2第1項中 | 交通安全教育課 | 交通指導課  |
|            | 交通指導課   | 交通捜査課  |
|            | 交通規制課   | 交通規制課」 |

に改める。

第22条第3号中「交通安全運動の企画」を「交通安全教育」に改め、同条中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 交通安全活動に関すること。

(5) 安全運転管理者制度に関すること。

(6) 地域交通安全活動推進委員に関すること。

第22条の2を削る。

第23条第1号を次のように改める。

(1) 交通の指導取締りに関すること（交通捜査課の所掌に属するものを除く。）。

第23条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第23条の2を第23条の3とし、第23条の次に次の1条を加える。

（交通捜査課の所掌事務）

**第23条の2** 交通捜査課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 交通関係法令違反事件及び交通事故事件の捜査に関すること。

(2) 交通鑑識に関すること。

(3) 暴走族対策に関すること。

第24条第1号中「指導及び取締りの実施等」を「指導取締り」に改める。

第24条の2第1号中「指導及び取締り並びに交通事故及び交通事件」を「指導取締り並びに交通関係法令違反事件及び交通事故事件」に改める。

第33条の2第2項中「情報公開」の次に「、個人情報保護」を加える。

第33条の10を第33条の11とし、第33条の3から第33条の9までを1条ずつ繰り下げ、第33条の2の次に次の1条を加える。

（取調べ監督室）

**第33条の3** 総務部総務課に、取調べ監督室を附置する。

2 取調べ監督室においては、被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関する事務を行う。

第35条の2第2項中「及び街頭犯罪等」を「、街頭犯罪等」に改め、「抑止対策」の次に「及び子ども・女性に係る性犯罪等の前兆事案の取締り」を加える。

第35条の4の見出しを「（地域実務指導室）」に改め、同条第1項中「地域指導対策室」を「地域実務指導室」に改め、同条第2項中「地域指導対策室」を「地域実務指導室」に、「地域警察勤務の指導」を「地域警察官の実務指導」に改める。

第35条の9を削り、第35条の8を第35条の9とし、第35条の7を第35条の8とし、第35条の6を第35条の7とし、第35条の5の次に次の1条を加える。

（刑事調査官室）

**第35条の6** 刑事部捜査第一課に、刑事調査官室を附置する。

2 刑事調査官室においては、変死体の検視及び犯罪死体の検証に関する事務を行う。

第35条の13を第35条の14とし、第35条の12を第35条の13とし、第35条の11の次に次の1条を加える。

（交通特別捜査室）

**第35条の12** 交通部交通捜査課に、交通特別捜査室を附置する。

2 交通特別捜査室においては、交通特殊犯罪の捜査及び暴走族の取締りに関する事務を行う。

第46条第2項中「交通安全教育課、交通指導課」を「交通指導課、交通捜査課」に改める。

第47条の2第1項中「10課」を「9課」に改め、「外事課」を削り、同条第3項中「（外事課を除く。）」を削り、「交通安全教育課、交通指導課」を「交通指導課、交通捜査課」に改め、「、「警備課にあつては警察本部の公安第一課、公安第二課、公安第三課、外事課及び警備課の所掌に対応する事務」とあるのは「警備課にあつては警察本部の公安第一課、公安第二課、公安第三課及び警備課の所掌に対応する事務」と」を削り、同条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第47条の3第2項中「交通安全教育課、交通指導課」を「交通指導課、交通捜査課」に改める。

第51条第9項中「指導及び取締りの実施等」を「指導取締り」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則等の一部改正）

2 次に掲げる規則の規定中「、外事課」を削る。

- (1) 刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和29年北海道公安委員会規則第1号）第2条第4号
- (2) 没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成4年北海道公安委員会規則第10号）第1条第4号
- (3) 傍受令状等の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年北海道公安委員会規則第9号）第2号

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成21年3月31日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

#### 北海道公安委員会規則第5号

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則（昭和32年北海道公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

#### 別表

| 区 分<br>組織別 |     | 警 察 官 |     |                  |       |       | 警察官以<br>外の職員 | 合 計   |
|------------|-----|-------|-----|------------------|-------|-------|--------------|-------|
|            |     | 警 視   | 警 部 | 警部補及び<br>巡 査 部 長 | 巡 査   | 計     |              |       |
| 北海道警察本部    |     | 175   | 242 | 1,172            | 412   | 2,001 | 576          | 2,577 |
| 札幌市警察部     |     | (3)   | (1) | (3)              |       | (7)   | (3)          | (10)  |
| 北海道警察学校    |     | 12    | 14  | 44               | 300   | 370   | 41           | 411   |
| 札幌方面警察署    |     | 102   | 215 | 2,284            | 1,552 | 4,153 | 263          | 4,416 |
| 計          |     | 289   | 471 | 3,500            | 2,264 | 6,524 | 880          | 7,404 |
| 函館方面       | 本 部 | 22    | 34  | 149              | 35    | 240   | 62           | 302   |
|            | 警察署 | 18    | 42  | 395              | 199   | 654   | 52           | 706   |
|            | 計   | 40    | 76  | 544              | 234   | 894   | 114          | 1,008 |
| 旭川方面       | 本 部 | 22    | 35  | 169              | 50    | 276   | 68           | 344   |
|            | 警察署 | 26    | 60  | 589              | 282   | 957   | 80           | 1,037 |
|            | 計   | 48    | 95  | 758              | 332   | 1,233 | 148          | 1,381 |

平成21年3月31日（火曜日）

北 海 道 公 報

第2063号 103

|      |     |     |     |       |       |        |       |        |
|------|-----|-----|-----|-------|-------|--------|-------|--------|
| 釧路方面 | 本 部 | 27  | 40  | 187   | 45    | 299    | 68    | 367    |
|      | 警察署 | 21  | 52  | 516   | 295   | 884    | 66    | 950    |
|      | 計   | 48  | 92  | 703   | 340   | 1,183  | 134   | 1,317  |
| 北見方面 | 本 部 | 18  | 31  | 98    | 21    | 168    | 51    | 219    |
|      | 警察署 | 15  | 29  | 259   | 117   | 420    | 36    | 456    |
|      | 計   | 33  | 60  | 357   | 138   | 588    | 87    | 675    |
| 合 計  |     | 458 | 794 | 5,862 | 3,308 | 10,422 | 1,363 | 11,785 |

注1 警察教養施設において、新任者として訓練中の者の定員は、北海道警察学校に含める。

2 札幌市警察部の定員は、兼任制のため内数による再掲である。

#### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

北海道公安委員会規則の左横書きの実施等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

#### 北海道公安委員会規則第6号

北海道公安委員会規則の左横書きの実施等に関する規則を廃止する規則

北海道公安委員会規則の左横書きの実施等に関する規則（平成14年北海道公安委員会規則第8号）は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道公安委員会の所掌する事務に係る手数料の免除に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

#### 北海道公安委員会規則第7号

北海道公安委員会の所掌する事務に係る手数料の免除に関する規則の一部を改正する規則

北海道公安委員会の所掌する事務に係る手数料の免除に関する規則（平成12年北海道公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

本則中第4号を第6号とし、第1号から第3号までを2号ずつ繰り下げ、本則に第1号及

び第2号として次の2号を加える。

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定に基づく救命索発射銃の所持の許可の申請に対する審査
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項の規定に基づく救命索発射銃の許可証の書換え及び再交付

#### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

### 道 警 察 本 部 告 示

#### 北海道警察本部告示第93号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成21年 3 月31日

北海道警察本部長 鎌 田 聡

#### 1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成21年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成21年3月31日に一般競争入札の公告を行うユーロコプター式A S365N 2型機体（だいせつ1号）500時間定時点検契約
- (2) 資 格 ユーロコプター式A S365N 2型機体（だいせつ1号）500時間定時点検契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 特定役務の種類 ユーロコプター式A S365N 2型機体（だいせつ1号）500時間定時点検

#### 2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。

- (1) 平成21年3月1日現在において引き続き2年以上の回転翼航空機の修理事業を営んでいること。
- (2) 資格審査の申請をする日の直前10営業年度分の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をはば同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (3) 3トン以上の回転翼航空機の製造又は修理の能力があること。
- (4) 製造者のユーロコプター社から、Eurocoputer Approved Maintenance Center の認定を受けていること。

(5) 国土交通省が発行する事業場認定書を受けていること。

(6) 経済産業省が発行する航空機用機器修理方法認可証を受けていること。

#### 3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会については、当該組合又はその連合会が次のいずれかに該当するときは、2に掲げる営業年数等の要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

また、(1)に該当する場合は、2の(2)に掲げる資格要件にあっては当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とし、2の(1)に掲げる資格要件にあっては当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の値の平均値とすることができる。

#### 4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成21年3月31日（火）から平成21年4月20日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部施設課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

#### 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで、(2)、4の(1)、(3)及び5の(2)による。

#### 北海道警察本部告示第94号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年 3 月31日

北海道警察本部長 鎌 田 聡

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量

ユーロコプター式A S365N 2型機体（だいせつ1号）500時間定時点検 一式

- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結日の翌日から平成21年8月31日まで
- (4) 履行場所 契約担当者等が指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 平成21年北海道警察本部告示第93号に規定するユーロコプター式A S365N 2型機体(だいせつ1号)500時間定時点検契約に関する資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
- 北海道警察本部総務部施設課
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場(送付による場合は、郵便番号 060-8520 北海道警察本部総務部施設課)
- (2) 入札日時 平成21年5月13日 午前11時(送付による場合は、必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
- 平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。
- 6 入札説明書等の交付に関する事項
- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約を担当する組織に申し込むこと。
- また、入札説明書については、北海道警察のホームページ(<http://www.police.pref.hokkaido.jp/>)からダウンロードすることができる。
- (3) 交付期間 平成21年3月31日(火)から平成21年4月20日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで
- 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
- 平成16年北海道告示第448号の2の(1)のA及び3の(1)による。
- 8 その他
- 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道警察本部総務部施設課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目  
電話番号 011-251-0110 内線 2282

## 9 Summary

- A. The nature and quantity of the services to be procured : Eurocoputer Model AS365N2 (Daisetsu-I) 500-hours scheduled inspection repair services
- B. Bid tendering time and date : 11 : 00 A.M., May 13, 2009
- C. For further information, please contact : Facilities Division General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8520 Japan  
Phone : 011-251-0110 Extension 2282

## 北海道警察本部告示第95号

安全運転管理者等講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月31日

北海道警察本部長 鎌田 聡

安全運転管理者等講習実施規程の一部を改正する規程

安全運転管理者等講習実施規程(平成5年北海道警察本部告示第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「北海道警察本部交通安全教育課長」を「北海道警察本部交通企画課長」に改める。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「平成」を削る。

別記第4号様式中「平成」を削り、「警察本部交通部長」を「交通部長」に改める。

別記第5号様式、別記第6号様式及び別記第9号様式の規定中「平成」を削る。

## 附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

